

「晴れて輝け！おかやま国スポ」賞状作成業務委託に関する
参加意思確認及び提案を求める公告

令和6年6月19日

第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会
(ショートトラック・フィギュア)・アイスホッケー競技会
岡山県合同実行委員会 会長 伊原木 隆太

次のとおり、参加意思確認書等の提出を招請します。

1 当該招請の趣旨

倉敷市児島地区は、国産ジーンズ発祥の地であり、令和7年1月に開催する「第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)・アイスホッケー競技会」の賞状にデニム素材を用いることにより、大会の開催基本方針に掲げた実施目標の一つである「本県の魅力発信と地域の活性化」を図りたい。しかし、賞状の作成業務は、競技会の進行にあわせて行う必要があり、すべての内容を事前に印刷しておくことはできず、競技会場の特殊な気温、限られたスペース及び時間の中で数百枚のデニム生地への加工技術が求められる。

このため、デニム素材を用いた賞状の作成及び競技会場内でデニム生地への加工ができる技術・知識・専門人材・機材等を備えている株式会社モリ・フロッキーを相手方とする随意契約手続を行う予定であるが、他の者で下記3の資格要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思のある者から参加意思確認書等の提出を招請する募集を行う。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいた場合は、株式会社モリ・フロッキーと当該応募者に対して技術提案書の提出を求め、プロポーザル方式による企画競争を行い、業務委託候補者を決定する。

2 参加意思確認書の提出に付する事項

(1) 業務名

「晴れて輝け！おかやま国スポ」賞状作成業務委託

(2) 業務内容

上記事業の実施に係る業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

(4) 委託金額の上限額

1,499,300円(うち消費税及び地方消費税136,300円)

3 参加意思確認書を提出する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 実施主体は本県内に活動拠点を有する法人であって、賞状の作成にあたり、競技会場の特殊な気温、限られたスペース及び時間の中で、競技会の進行にあわせて数百枚のデニム生地への加工技術を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でな

いこと。

- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 本事業に関する事務の担当課

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号 岡山県環境文化部国民スポーツ大会推進室内
第 79 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイス
ホッケー競技会岡山県合同実行委員会事務局

電話番号 086-226-7864（直通） ファックス番号 086-226-7875

メールアドレス kokuspo@pref.okayama.lg.jp

5 参加意思確認書の提出に関する手続等

- (1) 参加意思確認書、仕様書等の配布の期間及び場所
 - ア 配布期間 令和 6 年 6 月 19 日（水）から令和 6 年 7 月 2 日（火）の午後 5 時まで
 - イ 配布場所 岡山県ホームページからダウンロードすること。
（<https://www.pref.okayama.jp/site/321/922007.html>）
なお、窓口での配布、郵送等を行わない。
- (2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法等
 - ア 提出期限 令和 6 年 7 月 2 日（火）午後 5 時（必着）
 - イ 提出場所 上記 4 の場所に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便その他これに準ずる方法による提出に限る。）
 - エ 提出書類 ①参加意思確認書兼誓約書（様式第 1 号） 1 部
②会社概要（様式第 2 号） 5 部
③過去 5 年以内の類似業務実績（代表的なもの）
（様式第 3 号） 5 部
- (3) 参加意思確認書の資格要件の審査及び通知等
 - ア 審査結果の通知
参加意思確認書を提出した者について、上記 3 の事項について審査した結果、不適合と認められる者に対してのみ、令和 6 年 7 月 8 日（月）までにその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。
 - イ 参加意思確認書の資格要件不適合の理由の説明要求
上記技術提案参加資格要件不適合の通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に、上記 4 のあて先に、メールにより、その理由の説明を求める書類（任意様式）を提出することができる。なお、送信後は速やかに送信した旨を電話連絡すること。

6 仕様等についての質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付
 - ア 受付期限 令和 6 年 6 月 28 日（金）午後 5 時（必着）

イ 方法 「質問・回答書（様式第4号）」をメールにより提出すること。メール送信後は、速やかにその旨を電話連絡すること。口頭または電話による質問は受け付けない。

ウ あて先 上記4の場所に同じ

(2) 質問の回答

随時、上記5（1）イのホームページに回答を掲載する。ただし、本参加意思確認に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

(3) その他

参加意思確認書提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

7 技術提案書の受付等

(1) 技術提案書等の提出

ア 提出期限 令和6年7月10日（水）午後5時（必着）

イ 提出場所 上記4の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便その他これに準ずる方法による提出に限る。）

エ 提出書類 ① 技術提案書（任意様式） 5部

② 経費見積書（任意様式） 1部

(2) 提出書類の作成要領

ア 技術提案書に盛り込む内容

①業務遂行のための方針について

・仕様書に記載の業務内容を達成するため、提案者が重視する考え方・コンセプトを記載すること。

②業務遂行のための体制について

・主任担当者及び総括責任者とその業務分担を記載すること。
・発注者との連絡体制、定期的な打合せの実施方針を記載すること。

③業務内容について

・賞状の作成にあたり、事前に行う作業、競技会の進行にあわせて行う作業を具体的に記載すること。
・競技会でを行う作業について、効率的な作業を行うための取組を、その効果とともに具体的に記載すること。

④業務スケジュールについて

・賞状作成について必要な作業工程やスケジュールについて記載すること。

⑤個人情報の取扱方法

・個人情報を扱う業務がある場合はその管理方法等を記載すること。

⑥類似業務の実績

・過去5年以内の類似業務実績（代表的なもの）を記載すること。

イ 経費見積書

・様式は任意だが、明細をできる限り明らかにすること。
・消費税及び地方消費税を10%として計上し、見積書に記載すること。

ウ 記載留意事項

・文字は読みやすい大きさになるよう留意すること。
・用紙は原則としてA4サイズ（縦）とし、片面カラー印刷とする。A3サイズを使用する場合にはA4サイズに折りこんで綴ること。

- ・技術提案書はA4サイズで30ページ以内（表紙を含む。）とすること。A3サイズを使用する場合は、2ページとカウントする。

8 技術提案説明会

技術提案書を提出した者は、下記の技術提案説明会でその内容を説明すること。

(1) 日時等

- ア 日 時 令和6年7月17日（水） ※時間は別途連絡する。
- イ 場 所 岡山県庁内会議室 ※詳細な場所は別途連絡する。

(2) 説明について

- ア 出席者は4名以内とする。
- イ 上記7により提出した資料を用いて10分程度で説明を行ったのち、質疑時間を設ける。
なお追加説明資料等の持ち込みは認めない。また、プロジェクター、スクリーンの使用は認めない。

9 技術提案書等の審査

(1) 審査方法

実行委員会事務局内に設置する審査会において、技術提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約候補者を選定する。

(2) 審査結果の通知方法

審査後、採否にかかわらず速やかに書面により通知する。また、上記5（1）イのホームページにおいて公表する。

10 契 約

(1) 契約の締結

契約形態は委託契約とし、採択件数は1件とする。なお、契約候補者と委託契約の協議が整い次第、実行委員会との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には委託契約を締結しないことがある。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条から第155条までの規定による。

(3) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

11 その他

- (1) 提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 提案者に対して、提出書類等の内容について説明を求めることがある。
- (4) 審査の公正を図るため、提案者に対して、提出書類若しくは添付資料の記載事項又は参加資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類等は返却しない。
- (7) 提出書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- (9) 審査経過については公表しない。
- (10) 契約候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなす。